議案第39号

逗子市法定外公共物管理条例の制定について

逗子市法定外公共物管理条例を次のように制定する。

平成28年6月9日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市法定外公共物管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が所有する法定外公共物の管理及び使用に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 法定外公共物 認定外道路及び指定外水路をいう。
 - (2) 認定外道路 公共の用に供する道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げるものを除く。)で、市が所有権に基づき管理するものをいい、認定外道路と一体をなす施設又は工作物及び認定外道路の付属物を含むものとする。
 - (3) 認定外道路の付属物 認定外道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。
 - (4) 指定外水路 本市の所有に属する河川及び水路のうち、次に掲げるもの以外の流水、水面及び水路敷地をいう。
 - ア 河川法 (昭和39年法律第167号) が適用又は準用される河川
 - イ 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条に規定する下水道
 - ウ 逗子市普通河川等管理条例(平成5年逗子市条例第2号。以下「普通河川条例」 という。)第2条に規定する河川及び水路
 - (5) 指定外水路の付属物 護岸、堤防、こう門、せき、床止め、ひ門その他指定外水

路に付属して公共の用に供される施設又は工作物をいう。

(行為の禁止)

- 第3条 法定外公共物においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。
 - (2) 車両、土石、竹木、じんかい、汚物、毒物その他これらに類するものを投棄すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の構造又は機能に支障を及ぼす行為をすること。

(行為の許可)

- 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 法定外公共物の敷地又はその上部若しくは下部に、施設又は工作物を新設し、又は改築し、その法定外公共物の敷地を占用すること。
 - (2) 法定外公共物の敷地を掘削し、盛土し、又は堤防、護岸その他法定外公共物の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。
 - (3) 指定外水路に流水させ、又は指定外水路から取水するため、施設又は工作物を設置すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が法定外公共物の保全又は管理のため特に必要があると認めること。
- 2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可の際、条件 を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、10年以内とすることができる。

(占用料の徴収及び額)

- 第6条 第4条第1項第1号に規定する行為について許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用料を納付しなければならない。
- 2 前項の占用料のうち、認定外道路に係る占用料の額は逗子市道路占用料条例(昭和 51年逗子市条例第13号。以下「占用料条例」という。)第2条の規定を、指定外水路に 係る占用料の額は普通河川条例第11条第1項の規定をそれぞれ準用する。

(占用料の納付方法)

第7条 占用者は、占用料を占用開始の前に納付しなければならない。ただし、占用期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料については、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

(占用料の分割納付)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず占用料が特に多額であるとき又はその他の理由により一時的に全額の納付が困難であるときは、占用者の申請により、当該年度内で3回以内に分割納付させることができる。

(占用料の端数計算)

- 第9条 占用料は、占用開始の日の属する月から占用期間満了の日の属する月又は占用 廃止の日の属する月までについて、月割をもって計算する。
- 2 認定外道路については、占用料条例第5条第2項に準じて計算する。

(占用料の減免)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 道路法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第 109号)第6条に規定する公営企業が公共の用に供する目的で占用するとき。
 - (2) 公共の用に供する軌道、電気、ガス又は水道事業のため占用するとき。
 - (3) 祭礼、縁日等に際し一時的に占用するとき。
 - (4) 前3号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(占用料の不還付)

- 第11条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 この限りではない。
 - (1) 占用者の責任でない理由により占用できなくなったとき。
 - (2) 占用開始の前日までに当該占用を取り消したとき。
 - (3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(第4条第1項の許可を受けた者の義務)

第12条 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた物件や工事の安全性を確保して危険を防止し、法定外公共物の構造又は機能に支障が生じないようにしなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 第4条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、 又は担保に供してはならない。

(許可の取消し等)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可に付した 条件を変更し、若しくは同項の許可を取り消し、又は行為の中止、法定外公共物に存 する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件による 損害を予防するために必要な措置若しくは法定外公共物を原状に回復することを命じ ることができる。
 - (1) 第4条第1項の許可を受けた者がこの条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (2) 第4条第1項の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者であるとき。
 - (3) 法定外公共物の管理上又は公益上、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による処分又は命令によって第4条第1項の許可を受けた者に損失が生 じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

- 第15条 第4条第1項の許可を受けた者は、第4条第1項の許可期間が満了したとき又は満了する前に占用を必要としなくなったときは、直ちに自己の費用をもって原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。
- 2 法定外公共物を損傷し、又は汚損をした者は、直ちにその旨を市長に届け出て、市 長の定めるところにより、自己の費用をもって原状に回復し、市長の検査を受けなけ ればならない。
- 3 前条及び前2項の規定による原状回復等の措置が行われないときは、市長が代わってこれを行い、その費用については当該措置を行うべき者から徴収することができる。 (権限の代行)
- 第16条 市長は、規則で定める職員に、第14条第1項の規定による行為の中止、法定外公共物に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件による損害を予防するために必要な措置又は前条の規定による法定外公共物を原状に回復することを命じる権限を行わせることができる。

(損害賠償)

第17条 第4条第1項の許可を受けた者は、法令等を遵守し、自己の責めに帰すべき理由により、占用に起因して法定外公共物を損傷し、当該損傷に起因する事故を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(過料)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第3条各号のいずれかに該当する行為をした者
 - (2) 第4条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第4条第1項の許可に付された条件に違反した者
 - (4) 第13条の規定に違反して権利の譲渡等をした者
 - (5) 第14条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者
 - (6) 第15条第1項又は第2項の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避した者
- 2 偽りその他不正な手段により第6条に規定する占用料の徴収を免れた者は、徴収を 免れた金額の5倍に相当する金額(当該徴収を免れた金額が5万円を超えないときは、 5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

国から譲与を受けた財産を管理する上で、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)等が適用されない法定外公共物の管理を行うに当たり、制定する要あるため提案する。